

岐阜県公報

目次

人事委員会規則	
職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同) 二

号外(六) 平成二十四年十一月一日

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「防災対策監」を「防災対策監」「防災情報企画監」に、

「総合療育企画監」を「医師確保対策監」に、「児童虐待対策監」を「児童虐待対策監」「児童虐待対策監」地域振興企画監」

に、「指導検査監」を「指導検査監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「防災対策監」の下に、「防災情報企画監」を加え、「総合療育企画監」を、「医師確保対策監」に改め、「児童虐待対策監」の下に、「地域振興企画監」を加え、同部宮川上流河川開発工事事務所の項の次に次のように加える。

リニア推進事務所	所長	二種
	課長	六種

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「防災対策監」の下に、「防災情報企画監」を加え、「総合療育企画監」を、「医師確保対策監」に改め、「児童虐待対策監」の下に、「地域振興企画監」

を加え、同表宮川上流河川開発工事事務所の項の次に次のように加える。

リニア推進事務所	所長、課長
----------	-------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年十一月一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

発行所

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社